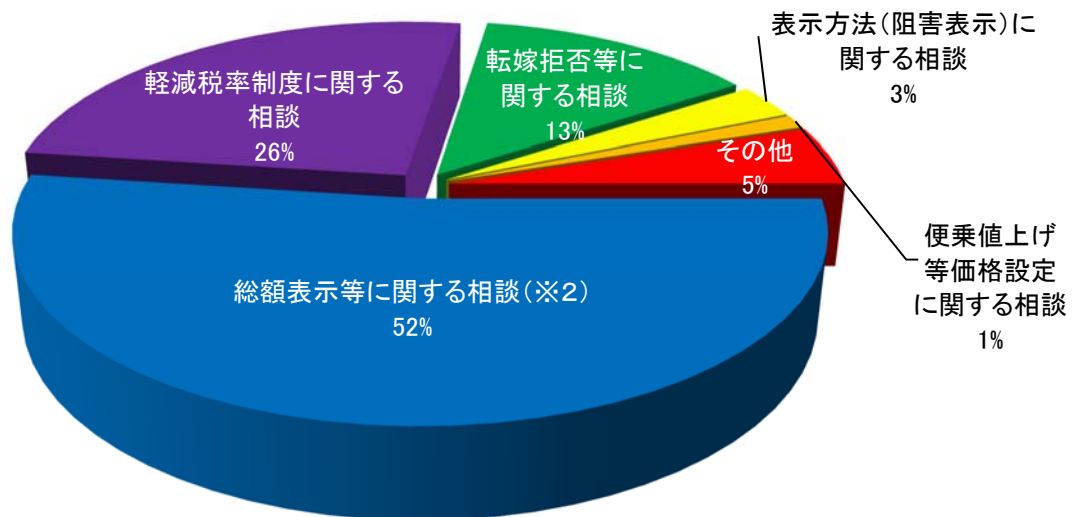


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 31 年 2 月(2/1～2/28)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

2 月の相談件数：電話 306 件、メール 32 件
【相談内容（全 338 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 住宅のリフォーム事業を行っています。請負工事等の経過措置について、完成物の引き渡しは 2020 年の 10 月頃になる予定なのですが、完成物の引き渡し時期について期限はありますか。

A. 請負工事等に係る適用税率については、平成 25 年 10 月 1 日から平成 31 年(2019 年)3 月 31 日までの間に締結した工事の請負に係る契約、製造の請負に係る契約及びこれらに類する一定の契約に基づき、平成 31 年(2019 年)10 月 1 日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、旧税率(8%)の消費税率とする経過措置が設けられています。当該経過措置は、完成物の引き渡しについての期限は特段定められておりませんので、適用要件を満たす限りにおいては、完成物の引き渡しは 2020 年 10 月頃であっても経過措置が適用されることになります。

なお、消費税率等に係る経過措置の適用に当たっては、個々の取引の契約内容を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反嫌疑情報は 7 件

※2 うち総額表示に関する相談が 15%、消費税一般に関する相談が 85%

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 現在、税込の取引価格で契約書を交わしている取引先に対して、平成 31 年(2019 年)10 月の消費税率引上げ後も現在の税込の取引価格を支払うことは問題になりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。

契約書に税込の金額が記載されているとの理由のみで取引価格を据え置くことは合理的な理由とはなりません。

Q. 消費税率が 10%になった際、取引先にきちんと転嫁してもらうために、これまでは税込の見積書を提出していたところ、今後は本体価格と消費税を分けた見積書を提出して交渉しようと考えていますが、取引先が受け入れてくれるか心配です。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者が、特定供給事業者から税抜価格(本体価格)での交渉の申出を受けた場合に、その申出を拒否することは、消費税転嫁対策特別措置法上の「本体価格での交渉の拒否」として問題となります。

この申出には、特定供給事業者から明示的に申し出た場合のほか、例えば、特定供給事業者が特定事業者との交渉において、本体価格と消費税額を別々に記載した見積書を提示するなど、本体価格での価格交渉を希望する意図が認められる場合も該当します。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 当社は飲食料品を小売業者に卸していますが、この場合の飲食料品の販売は軽減税率の対象となりますか。

A. 軽減税率が適用される「飲食料品の譲渡」の「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除きます。)です。ここでいう食品とは、人の飲用又は食用に供されるものをいい、事業者が当該「飲食料品の譲渡」を行った場合には軽減税率が適用されます。

したがって、事業者が、「飲食料品の譲渡」を行う場合には、消費者向けの取引だけでなく、事業者向けの取引についても、軽減税率が適用されることとなります。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610